北海道議會時報

第７巻　第２号

昭和３０年２月

北海道議会事務局

—第2号目次—

議会の動き

常任委員会……1
特別委員会……6
決算特別委員会
総合開発調査特別委員会

会合

全国都道府県議会議長会……13
九都道府県議会事務協議会……14

資料

第二十臨時国会の展望……15
第二十一国会の展望……17
国会法の一部を改正する法律公布……19
特別交付税配分額……33
昭和二十九年度義務教育費国庫負担金（教職員給与費）の概算交付額……35

雑録

地方行政疑義問答集……36
報道から拾う……37
選挙違反に「公民権停止」は合憲

図書室だより……38

一月のメモ……39

表紙写真

雪

北海道議会事務局撮影

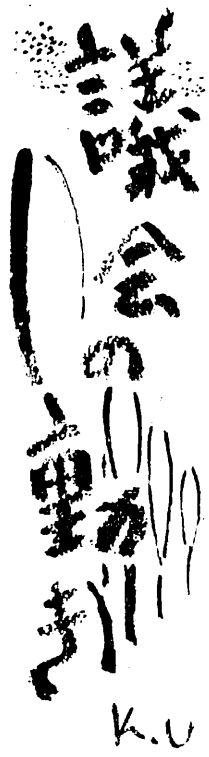

常任委員会

総務委員会

一月六日 午前十一時二十分、第三委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、請願、**陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第百七十四号、第二百十八号、陳情第百八十二号は採択、請願第二百二号、第二百二十二号、陳情第二百八十二号は不採択に決し、暫時休憩、午後零時四十分再開。

② 休憩前に引続き請願、陳情の審査を続行、請願第二号、第百十四号、第百二十七号、第二百二十九号、第二百四十三号、第二百四十五号、第二百五十五号、第二百五十六号、第二百六十九号、陳情第百三十六号、第百六十四号、第二百三十一号、第二百九十五号、第二百九十七号、第三百二十五号、第四百二号、第四百四十九号、第四百五十号、第四百六十六号、第四百八十六号、第四百九十八号は採択、請願第百九十三号、陳情第二百二十二号は不採択、請願第二百十四号は継続審査に決し、

③ 次に室蘭工大に機械工学科設置並びに石炭手当免税に関する中央折衝の経過について報告を求め、太田委員（社）より報告、ついで室蘭工大に機械工学科設置並びに石炭手当免税に関する継続折衝と道警察予算措置の問題に関する他府県の実状調査のため一月十日より十日間、東京都、神奈川、千葉県等に小委員を派遣することとし、派遣委員に立原委員長（自）西田（信）（自）山内（労）委員を決定、午後二時散会。

一月二十一日 午後一時三十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭、札幌市長、琴似町長より、琴似町の札幌市編入促進方について、琴似町住民より、琴似町の札幌市編入反対についてそれぞれ陳情を聴取。

② 立原委員長（自）より、請願、**陳情の審査**を行う旨を述べ、陳情第三百二十七号は採択、同第三百二十六号は第二項のみ採択、同第一号、第二号、第三百十六号、第四百五十四号は不採択、請願第二百十四号、陳情第三号、第二百四十六号、第二百八十四号、第二百八十八号、第二百八十九号、第四百五十一号は継続審査、陳情第二百八十六号は林務委員会に付託替とすること、同第九十二号、第百六十三号、第二百三十三号は議会の会議に付するを要しないものと決定。

③ 次に**琴似町の札幌市編入問題**について地方課長より説明、田中副委員長（自）山内（労）吉田（定）（協倶）大久保（協倶）鈴木（社）金沢（自）各委員より、琴似町住民の札幌市編入反対の問題並びにこの調整について質疑及び意見があり、地方課長より答弁の後、

委員五名をもつて、小委員会を設け調整を行うことについて諸り、異議なくそのことに決し、小委員に立原委員長（自）井川（協倶）大久保（協倶）多田（社）山内（労）各委員を決定、午後四時散会。（散会後、北海道学芸大学学長より、学芸大学の建物増築に

ついて陳情を聴取）。

○一月二十五日　午後二時三十分、議長副室において小委員会を開議。

立原主査（自）より、**琴似町の札幌市編入問題**の調整に関する今後の対策について諮り、井川（協倶）山内（労）大久保（協倶）各委員よりそれぞれ意見があつて、主査において町長と話合いを行うこととし、その結果を委員会に報告することとして、午後三時三十分散会。

衛生委員会

○一月五日　午後二時、第三委員室において開議。

①　大久保副委員長（協倶）より、**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第百六十四号、陳情第二百二十号、第二百三十号、第二百三十二号、第二百九十号、第三百六十五号は採択、陳情第百七十号は不採択、請願第百八十五号、第二百六十八号、陳情第九十六号、第百五十六号は継続審査に決し、

②　次に日本赤十字社北海道支部等四医療団体の医療施設設備資金に対し長期融資に関する意見書の提出並びに衛生諸施設に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員並びに日程については委員長一任とし、午後三時散会。

○一月二十二日　午前十一時四十三分、第三委員室において開議。

①　金沢委員長（自）より、衛生諸問題に関する中央折衝の経過について報告を求め、田中委員（自）より、医療機具の整備、公的医療機関の整備、保健所の整備、結核療養所の整備、北大医学部の問題等について折衝の経過を報告。

②　ついで委員長より、札幌医大の研究費予算化及び大学院設置問題、歯科医学部設置問題の現状について報告、山内（労）田中（自）委員より、それぞれ質疑及び意見があつて、午後零時五分散会。

文教委員会

○一月七日　午後二時二十分、第三委員室において開議。

①　勞田副委員長（自）より、**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第百三十二号、第百九十二号、第百九十四号、第二百二十六号、第二百三十五号、第二百三十六号、第二百四十二号、第二百六十二号、陳情第二百九十六号、第三百七十三号、第三百七十四号、第四百三十三号、第四百五十一号、第四百七十五号は採択、請願第百十号、第百三十九号、陳情第二百九十三号は不採択、請願第百九十五号、第百九十六号、第二百三十七号、第二百三十八号、第二百九十二号、陳情第二百九十四号、第四百四十二号、第四百七十号、陳情第四百七十四号は継続審査、請願第二百六十二号は議会の会議に付するを要せざるものと決定、暫時休憩、午後四時二十五分再開。

②　休憩前に引続き陳情の審査を続行、陳情第四百八十一号は採択、同第四百八十二号は不採択、同第四百八十八号、第四百九十号は継続審査に決し、午後四時三十分散会。

○一月八日　午後一時五十分、第三委員室において開議。

①　林委員長（協倶）より、**深川西高校「あゆみ会」問題**について事

情聴取する旨を述べ、公安委員長より、公安委員会が本件に対して執つた態度について説明、勞田（自）新川（労）中野（社）各委員より、学校教育に対する警官の不当介入の問題並びに生徒利用による警備情報蒐集の問題に関する今後の態度及び対策について質疑があり、公安委員長より答弁、ついで本多（協倶）勞田（自）中野（社）中山（協倶）各委員より、本問題に対する道教委の資料提出の問題並びに道教委の態度について質疑があり、教育長、学校教育課長より答弁の後、中野委員（社）より、詳細な資料の提出要求があつて、

② 次に**学童給食に関する現況**について保健体育課長より説明を聴取、新川委員（労）より、資料の提出要求があつて、午後三時五分散会。

〇一月十日 午後一時二十分、第二委員室において開議。

林委員長（協倶）より、学校給食物資国費予算獲得折衝の上京委員派遣について諮り、派遣委員に林委員長（協倶）秋山（協倶）中野（社左）委員を決定、期間は一月十五日より十日間とし、午後一時三十五分散会。

民生委員会

〇一月八日 午前十一時三十分、第三委員室において開議。

① 本多委員長（協倶）より、**青少年保護対策**について協議を行う旨を述べ、秋山副委員長（協倶）より、その前に、新内閣における民生関係予算に対する考え方と昭和三十年度道予算の基本的考え方について説明を求むる旨の発言があつて、民生部長より説明、ついで青少年保護育成条例案提案の問題について民生部長より説明、坂東（浩）（自）井口（社）新川（労）中山（協倶）各委員及び秋山副委員長（協倶）より、本問題の取扱い方についてそれぞれ意見があり、民生部長より応答、暫時休憩、午後一時五分再開。

② ついで井口（社）高橋（社）中野（社）各委員より、実施県の実状等調査についてそれぞれ意見があつて、暫時休憩、午後一時四十分再開。

③ ついで一月十日に委員会を開くこととし、直ちに散会。

〇一月十日 午後一時四十分、第二委員室において開議。

本多委員長（協倶）より、**青少年保護育成条例制定の問題**について協議を行う旨を述べ、坂東（浩）（自）井口（社）秋山（協倶）林（協倶）中野（社）各委員より、条例実施各県の実態調査並びに調査事項等についてそれぞれ意見があつて、条例実施県の実態等調査を実施することとし、派遣委員に本多委員長（協倶）勞田（自）井口（社）委員を決定、午後二時三十分散会。

〇一月二十九日 午後一時四十五分、第二委員室において開議。

① 本田委員長（協倶）より、**青少年保護育成条例制定に関する条例実施県の実態等調査**の結果について報告を求め、井口委員（社）より報告、中山（協倶）高橋（社）勞田（自）坂東（浩）（自）各委員及び秋山副委員長（協倶）より、条例実施県の実状についてそれぞれ質疑があり、井口委員（社）より説明、

② ついで今後の取扱い方について諮り、中山（協倶）坂東（浩）（自）勞田（自）井口（社）新川（労）各委員より、それぞれ意見があつて、次期委員会は二月八日に開くこと、当日は関係者の意見を聴取することとし、関係者の選定は委員長一任とすることに決

し、午後三時散会。

農務委員会

○一月十四日　午前十一時五分、第二委員室において開議。

①　平野副委員長（自）より、請願、**陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第二百六十四号乃至第二百六十六号、陳情第四百九十三号は採択、請願第九十九号、第二百三十九号、第二百四十号、第二百六十一号、陳情第百四十四号、第百四十六号、第二百十四号、第四百三十七号、第四百五十六号、第四百六十七号、第四百六十八号、第四百七十八号、第四百八十四号は継続審査に決定。

②　次に**昭和三十年度農務部関係予算**について農政課長より説明を聴取、荒委員（社）より、政策予算を入れず骨格予算として暫定予算の形で組んだのであれば審査の必要はなく参考とする程度である旨の意見があつて、昭和三十年度道費予算要求一覧は参考として配布を受ける程度とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、

③　ついで岡林委員（社）より、高度集約酪農地区指定の問題のその後の経過について、大沢委員（自）より、冷害対策としての種籾購入補助金の問題のその後の経過について、平野副委員長（自）より、営農資金第二次枠獲得状況について質疑があり、農政課長、畜産課長、農業協同組合課長よりそれぞれ答弁があつて、平野副委員長（自）より、冷害関係対策、特に種籾購入補助金及び営農資金第二次枠獲得等について中央折衝を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員は平野副委員長（自）朝倉（自）大沢（自）委員、期間は一月二十日より八日間とし、午後零時三十五分散会。

水産委員会

○一月十二日　午後一時三十分、議長室において開議。

①　冒頭、釧路市漁業協同組合長より、北洋母船式鮭鱒漁業基地として釧路港指定について、標津漁業協同組合理事より、タラバ蟹刺網漁業操業に使用する漁船の機関馬力の規模拡張方並びに海区別許可隻数を八隻に増加することについて、それぞれ陳情を聴取。

②　坂本委員長（自）より、請願、**陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第二百六号、第二百三十三号、第二百四十九号、陳情第四百四十八号、第四百六十三号乃至第四百六十五号、第四百八十五号、第四百九十一号、第四百二十五号は採択、陳情第三百七十二号、第四百八十三号は不採択、請願第百三十八号、陳情第六十一号、第四百二十二号、第四百九十二号は継続審査、陳情第四百五十号は会議に付するを要せざるものと決定、ついで先刻陳情を聴取した事項については、それぞれ了解事項とすることに決し、

③　ついで沖野委員（公）より、(1)小樽の北洋出漁船根拠地問題解決の見通し、(2)中型底曳船異動問題、(3)北洋漁業基地整備の問題、(4)冬鰊試験費及び鰊の標識放流試験の問題、(5)鮭鱒定置の対策として公海の鮭鱒流網に転業希望ある場合十隻程度の試験操業問題、(6)稚内岬から金田岬を結ぶ線に禁止区域変更の問題等について、松平委員（自）より、四十七度線以南の違反船に対する処分について質疑があり、水産課長、漁業調整課長より答弁、午後三時五十分散会。

農地開拓委員会

○一月十日　午後一時五十分、議長室において開議。

安達委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第百六十九号、第二百二十五号、第二百二十七号、第二百四十一号、陳情第百二十六号、第百六十九号、第三百六号、第三百十一号、第三百四十七号、第三百四十八号、第三百五十四号、第四百七十九号、第四百八十号、第四百八十九号は採択、請願第百六十八号、陳情第四十二号、第六十六号、第六十七号、第百二十八号、第四百七十七号は継続審査、陳情第八十二号（二十八年分）、第百三十号（二十八年分）は議会の会議に付するを要せざるものと決し、午後四時五分散会。

商工委員会

○一月七日　午前十一時四十分、第三委員室において開議。

①　宮坂委員長（協倶）より、陳情聴取を行う旨を述べ、北日本航空株式会社々長より、飛行場整備促進について陳情を聴取、暫時休憩、午後零時四十分再会。

②　次に請願、陳情の審査に入り、陳情第四百七十三号は採択、請願第二百六十七号は継続審査に決し、午後零時五十九分散会。

建築委員会

○一月七日　午後一時十五分、第三委員室において開議。

①　伊藤副委員長（自）より、寒地住宅促進法による昭和三十年度予算に関する中央折衝の結果について報告を求め、森川委員（社）より報告。

②　ついで舟木（社）森川（社）菊地（協倶）各委員より、道営住宅の家賃の問題、家を建てる場合の長期融資の問題等について質疑及び意見があり、建築部長、住宅課長より答弁、午後一時四十分散会。

土木委員会

○一月二十四日　午後一時三十分、第一委員室において開議。

①　徳中委員長（自）より、昭和二十九年度土木関係予算折衝の経過について説明を求め、土木部長より説明、佐藤委員（協倶）より、就労対策事業の施行個所及び災害復旧工事の個所付について、土山委員（協倶）より、就労対策事業施行個所選定の問題について、原田委員（自）より、風倒木処理の対策について質疑があり、土木部長より答弁。

②　次に一月十七日開催の全国道路利用者会議の状況について報告を求め、中牧副委員長（自）より報告。

③ 次に請願、**陳情の審査**に入り、請願第二百九号、第二百三十四号、第二百四十五号乃至第二百四十八号、第二百五十四号、第二百五十八号乃至第二百六十号、陳情第四百四十九号、第四百五十四号、第四百六十二号は採択、請願第二百三十九号は継続審査、陳情第四百七十六号は労働委員会に付託替とすることに決定。

④ 次に壮瞥村長より、道道洞爺湖登別線の道路補修について陳情を聴取、午後二時四十五分散会。

特別委員会

決算特別委員会

○一月十日 午前十一時五十五分、第一委員室において開議。

① 桑野委員長（自）より、**昭和二十八年度決算説明書及び監査委員の審査意見書**について説明を求め、副知事（野口）、監査委員（松川）よりそれぞれ説明があつて、暫時休憩、午後一時二十分再開。

② ついで決算説明書並びに監査委員の審査意見書について質疑を求め、**三室委員**（自）より、出納閉鎖期の延期問題、翌年度支払繰越の法的見解、予算と決算の差額増加の問題等について、**新川委員**（労）より、ソーダ会社に対する財産売却代金延納についての手続問題、小型漁船機関貸付料未納の問題、個人事業税異議申立の問題、道有財産管理の問題、出納員任命方法の問題等について昨年決算委員会で指摘され再び監査委員に指摘されているがこれ等に対する経過措置について、**坂東（浩）委員**（自）より、ソーダー会社に対する財産売却代金未納の問題及び土地建物の所有名義について質疑及び意見があり、監査委員（松川）副知事（野口）総務部長よりそれぞれ答弁、委員長より、決算審査上の心構えに関する具体的な監査委員の所見について説明を求め、暫時休憩、午後二時五十分再開。

③ ついで監査委員（松川）より、休憩前の委員長の説明要求については後日答弁したいので猶余を与えられたい旨を述べ、委員長これを了承。

④ 次に資料の提出要求について諮り、三室委員（自）より、道税の税目別、支庁別の調定及び収入額を現年度、過年度に分類した調書、新川委員（労）より、機械貸与未納分に関する年度別調書、笠井委員（社）より、四、五月の出納整理期間中に部局別に支出された需用費に関する資料の提出要求があり、それぞれ提出を求めることとし、

⑤ 次に前回委員会で決定した決算審査日程による議事運営について諮り、太田（社）三室（自）新川（労）各委員よりそれぞれ意見があつて、審査の日程は先に決定のとおり進めることとし、午後三時散会。

○一月十一日 午前十一時、第一委員室において開議。

桑野委員長（自）より、日程により**書面審査**を行う旨を述べ、各委員が適宜書類を審査し疑問の点又は資料要求等がある場合は委員長に申し出で、委員長は必要により説明を求め、又は資料を要求することとし、各委員書面審査の上、午後四時五分散会。

○一月十二日 午前十一時、第一委員室において開議。

① 桑野委員長（自）より、昨日に引続き**書面審査**を行う旨を述べ、

書面審査を続行。

② ついで書面審査は本日をもつて終了することに決し、今後の各部所管に対する質疑については通告によらず適宜発言を求めること、質疑は全部の部課に対し行うこと、委員会は議場において行うこと、質疑についてはテープコーダーを用い重要と認める場合は速記をつけることに決し、午後三時三十分散会。

○一月十三日 午前十一時、議場において開議。

① 桑野委員長（自）より、一月十日の委員会における監査委員の決算審査上の心構えに関する答弁留保の件について答弁を求め、監査委員（松川）より答弁、ついで佐藤委員（協倶）より、監査委員の独立機関としての感覚の問題、鮭鱒売却代金未納問題に対して監査委員の指摘がない理由等について、三室委員（自）より、監査委員の選任とその職分に対する考え方、農地開拓部職員の不正事件に対する調査の実施等について質疑及び意見があり、監査委員（松川）、監査委員会事務局長より答弁、また新川委員（労）より、道の軌道客土事業を北海道土地改良農業協同組合連合会に委託し同連合会が代つて購入した物品の内訳と払下げ関係の資料の提出要求があり、

② 次に委員長より、各部所管の質疑を行う旨を述べ、まず、**商工部、民生部、労働部の各所管**に対する質疑に入り、**新川委員**（労）より、(1)共同作業場事業貸付金未納について監査委員より指摘された問題の経過、(2)ソーダー会社に対する財産売却代未納金の十五カ年々賦償還に関して契約更新により旧債権消滅の手続を執つた問題、(3)機械貸付料未納に対する対策等について、佐藤委員（協倶）より、アフターケア施設費、失対事業費、共同作業費等追加予算額以上に不用額を出している理由について、**三室委員**（自）より、信用保証協会に対する貸付金を議決のとおり支出していない理由について、**坂東（浩）委員**（自）より、地下資源調査における北日本鉱業所有の鉱区に対する試錐実施の問題、機械貸付料未納に対する措置並びに新規事業に対する貸付の問題等について質疑があり、商工部長、工鉱課長、職業安定課長、保護課長、地下資源調査所長よりそれぞれ答弁があつて、商工部、民生部、労働部所管に対する質疑を終了、暫時休憩、午後二時十分再会。

③ 次に**建築部、土木部、衛生部各所管**に対する質疑に入り、**新川委員**（労）より、(1)道路小破修繕費の追加予算額以上に不用額を出している理由、(2)公営住宅建築費で不用額を出した理由及び予算更正の措置をしなかつた理由、(3)道立ブロック建築指導所のあり方について監査委員よりの指摘事項に対する建築部長の見解等について、**宮津委員**（自）より、道路除雪費負担金の未納町村に対する施行計画について、**笠井委員**（社）より、(1)道路除雪費の不用額について、(2)上水道事業検定について監査委員の指摘をうけて施行した再検定について、**佐藤委員**（協倶）より、札幌医大、道立病院等の赤字解消並びに人事交流の問題について、**三室委員**（自）より、衛生部における二十八年度支出分の次年度繰延額について質疑があり、出納長、建築部長、衛生部長、土木部次長、道路課長、住宅課長よりそれぞれ答弁があつて、建築部、土木部、衛生部各所管に対する質疑を終了、午後三時十分散会。

○一月十四日 午前十一時四十分、議場において開議。

① 桑野委員長（自）より、**農務部、林務部、農地開拓部各所管**に対する質疑を行う旨を述べ、**笠井委員**（社）より、貸付牛の返還成績について、**宮津委員**（自）より澱粉モデル工場に対する補助の問題並びに澱粉モデル工場の内容とその後の整備について、**新川委員**（労）より、(1)補助金決定方法に対する考え方、(2)製パン事業に対する補助の問題、(3)土地改良の補助事業の決め方とその措置、(4)軌

道客土事業に関する備品に対する措置の問題、(5)綱紀粛正委員会で物品出納の適正化に対する勧告を行つたがその後の措置、(6)土地改良関係の物品出納制度の問題、(7)土地改良事業を土木現業所に監督させることに関する監査委員の意見等について、**三室委員**（自）より、(1)農地開拓部職員の不正事件に関連して北海道土地改良農業協同組合連合会に委託の軌道客土事業で使用した道所有のレール、枕木等貸与の問題（関連して新川委員（労）より物品貸与の問題及び物品取扱制度について質疑）、(2)旭川土木現業所による富良野地区の土地改良事業実施における現業所の予算流用問題、(3)二十六年度以前における土地改良関係の購入物品及び国から引継いだ物品確認の問題、(4)北海道土地改良農業協同組合連合会に対する委託事業関係に対する監査委員の監査の問題、(5)農地開拓部関係の施設費で弘報自動車購入の問題等について質疑があり、出納長、物品出納員、監査委員（松川）、監査委員会事務局長、農務部長、土地改良課長、開拓経営課長、拓務課長、畜産課長よりそれぞれ答弁、暫時休憩、午後三時二十五分再開。

② 休憩前に引続き、**佐藤委員**（協倶）より、(1)委託事業に対する監査委員の監査の問題、(2)優良種苗生産普及費で不用額を出している理由、(3)農業試験場復旧費の起債不許可の問題、(4)種畜場費、から松苗木養成委託費、治山事業費、林産振興対策費で不用額を出している理由等について質疑及び意見があり、農務部長、林務部長、農政課長、土地改良課長、道有林課長より答弁、ついで三室委員（自）より、農地開拓部関係について知事に対する質疑を留保する旨の発言があり、農務部、林務部、農地開拓部各所管に対する質疑はこの程度とし、十七日の総務部所管に対する質疑の際に知事及び監査委員の出席を求め農地開拓部関係に対する質疑を行うこととし、

③ 次に**水産部、教育委員会各所管**に対する質疑に入り、**宮津委員**（自）より、高等学校道立移管に伴う地元との契約事項の不履行に対する対策について、**新川委員**（労）より、(1)小学校費、中学校費の給与費で不用額を出している理由と欠員補充の問題、(2)教育研究所費で不用額を出している理由、(3)漁業奨励費で不用額を出している理由等について、**金沢委員**（自）より、漁港簡易工事費、水産試験場費で不用額を出している理由について、**佐藤委員**（協倶）より、(1)教育費における地元寄附未収の問題及び高等学校道立移管に伴う契約の不履行に対する対策、(2)教育委員会の財産台帳整備の問題、(3)鮭鱒売却問題における未整理金に対する対策等について、**三室委員**（自）より、新生活運動における社会教育課と新生活運動協議会の連繋及びその所管の問題について質疑があり、教育長、学校管理課長、財務課長、社会教育課長、水産課長よりそれぞれ答弁があつて、水産部、教育委員会各所管に対する質疑を終了、午後五時十分散会。

○一月十七日 午前十一時十五分、議場において開議。

① **桑野委員長**（自）より、**総務部及び保留になつていた農地開拓部所管**に対する質疑を行う旨を述べ、**三室委員**（自）より、(1)出納閉鎖期の延長問題及び翌年度に支払繰延の問題、(2)土地改良関係財産管理の問題、(3)北海道土地改良農業協同組合連合会に関する工事委託に対する理事者の直営説と監査委員の契約説との意見喰違いの問題、(4)土地改良農業機械整備費による弘報自働車購入の問題、(5)新生活運動協議会の教育委員会所管替に対する見解、(6)弘報自働車購入に関する支出に対する出納長の見解、(7)農地開拓部職員の不正事件に対する知事の考え方及び監察長に調査を命じたかどうかの点等について、**糸川委員**（社）より、(1)道財政の現況、(2)希望退職の問題、(3)出張旅費に対する考え方等について質疑があり、副知事（野口）、監査委員（松川）、出納長よりそれぞれ答弁、暫時休憩、午後一時五十五分再開。

② ついで**新川委員**（労）より、(1)人件費流用の問題、(2)道税に対する時効中断の措置をとらず権利喪失した理由及び法令によらず欠損処分をした件数と金額、(3)道路小破修繕費で追加予算額以上に不用額を出している理由、(4)ソーダー会社に対する財産売却代金未納分の契約更新に関する監査委員の意見に対する見解、(5)出納員及び物品取扱主任の任命と監督の問題及び物品出納検査の実施、(6)各種補助に関する条例規則等による基準の制定等について質疑及び意見があり、副知事（野口）、出納長、監査委員（松川）、監察長、財政課長、税務課長より答弁、暫時休憩、午後三時二十五分再開。

③ ついで**坂東（浩）委員**（自）より、ソーダー会社に対する出資の問題、機械貸与の貸付料未納に対する措置等について、三室委員（自）より、道路小破修繕費で不用額を出した問題、弘報自動車六台の年度別区分と購入科目について、**佐藤委員**（協俱）より、(1)予算を追加しながら追加額以上の不用額を出している問題、(2)道税、雑入の納入成績の問題、(3)七割五分の予算執行示達と予算議決の問題、(4)起債増大に対する再検討及び知事就任以来の起債額調問題、(5)納期内道税納入成績に対する監査委員の意見の妥当性の問題、(6)滞納繰越と徴税費の問題、(7)平衡交付金の計上額とその収入状況、(8)保健所収入、堤塘使用料未納の問題等について質疑及び意見があり、副知事（野口）、監査委員（松川）、監査委員会事務局長、財政課長、税務課長、弘報課長、出納局総務課長よりそれぞれ答弁、

④ ついで知事に対し、三室委員（自）より、(1)出納閉鎖期の延長問題、(2)次年度に支払繰延の問題、(3)財産処分に関する違法措置問題、(4)北海道土地改良農業協同組合連合会に関する監査の問題、(5)弘報自動車購入における予算不当支出の問題、(6)農地開拓部職員の不正事件に対する知事の調査実施の問題等について、新川委員（労）より、(1)予算編成の問題、(2)補助金交付に関する規定整備の問題、(3)出納員任命の問題、(4)綱紀粛正の問題等についてそれぞれ質疑を留保することとし、午後四時五十五分散会。

○一月十八日　午前十一時五十五分、第二委員室において開議。

① 桑野委員長（自）より、今後の委員会の運営について諮り、金沢（自）宮津（自）西田（正）（協俱）天谷（協俱）三室（自）新川（労）各委員より、それぞれ意見があつて、結局問題点の集約のため小委員会を設置すること、北海道土地改良農業協同組合連合会に対する事業委託の問題及びこれに関連する監査の問題等について自治庁に照会するため上京委員を派遣することに決定、午後零時三十分暫時休憩、午後一時十五分再開。

② 次に桑野委員長（自）より、監査委員会事務局に対し、調査依頼の資料の早急提出方について要望があり、ついで上京委員並びに小委員の選任については委員長一任とし、上京委員に三室（自）新川（労）西田（正）（協俱）太田（社）各委員、小委員に金沢（自）佐藤（協俱）浜森（社）土山（公）新川（労）各委員をそれぞれ決定、次回委員会を二十五日に開くこととし、午後一時二十五分散会。

○一月十八日　午後一時三十分、議長室において**小委員会**を開議。

佐藤臨時主査（協俱）より、主査互選の方法について諮り、土山委員（公）より、主査に佐藤委員（協俱）を指名推選の動議を提出、異議なくそのことに決し、佐藤主査（協俱）より、就任の挨拶があつて、午後一時四十五分散会。

○一月二十日　午後零時五分、議長室において**小委員会**を開議。

① 佐藤主査（協俱）より、道の委託事業について北海道土地改良農業協同組合連合会に使用せしめた物件について説明を求め、土地改良課次長より説明、金沢（自）笠井（社）土山（公）新川（労）各委員より、土地改良事業に関する物品取扱いの問題についてそれぞ

れ質疑及び意見があり、土地改良課次長より答弁、土地改良事業施行について購入した物件と北海道土地改良農業協同組合連合会に貸付した物件の整理方針について文書で回答を求めることとし、暫時休憩、午後一時三十分再開。

② 次に佐藤主査（協倶）より、鮭鱒売払代金未整理問題に対する取扱い方について諮り、金沢委員（自）より、本問題はこの程度で完結させるべき旨を意見としてうたうべきであると述べた後、主査より、委員会において問題となつた点の抽出を行い、報告書附帯意見の案文を作成、次期小委員会において更にこれを検討することとし、午後三時十五分散会。

○一月二十四日 午前十一時四十分、議長室において**小委員会**を開議。

佐藤主査（協倶）より、前回小委員会で検討した報告書附帯意見について更に検討を行う旨を述べ、附帯意見について検討の上、一応これを委員会に報告することとし、午後一時二十五分散会。

○一月二十五日 午後一時四十三分、議場において開議。

① **桑野委員長**（自）より、土地改良事業の工事委託問題等に関する上京調査の結果について報告を求め、新川委員（労）より報告、議事課長より補足説明があつて、佐藤委員（協倶）より、富良野土地改良事業区に対する監査委員の監査実施と北海道土地改良農業協同組合連合会に対する監査の問題について質疑があり、監査委員会事務局長より答弁。

② 次に**知事に対して保留になつていた質疑**に入り、**三室委員**（自）より、(1)出納閉鎖期の延長問題、(2)次年度に支払繰延の問題、(3)土地改良関係物品の取扱いの問題、(4)北海道土地改良農業協同組合連合会に対する工事委託の問題及び農地開拓部職員の不正事件に関する監察長による調査の問題、(5)弘報自動車購入における予算の不当支出の問題、(6)新生活運動の教育委員会所管に関する問題等について、**新川委員**（労）より、(1)予算編成上の考え方、追加予算を計上しながら不用額を出していること及びこの更正措置の問題、(2)出納員任命の問題及び副出納長設置の問題、(3)各種補助に関する補助規定整備の問題等について質疑があり、知事、出納長、総務部長、農地開拓部長よりそれぞれ答弁があつて知事に対する質疑を終り、暫時休憩、午後三時四十五分再開。

③ 次に監査委員会事務局長より、先に調査要求のあつた土地改良事業備品現在高調、客土事業用機械器具等の北海道土地改良農業協同組合連合会に対する貸付等の資料について説明、ついで新川（労）三室（自）天谷（協倶）各委員より質疑があり、出納長、総務部長、農地開拓部長、監査委員会事務局長より答弁。

④ 次に佐藤委員（協倶）より、小委員会における審査の経過について報告、新川（労）高田（社）委員より、今後の運営について意見があり、今後の運営については小委員会において結論を出すこと、委員会は第一回定例会の前に開くこととし、午後四時四十分散会。

總合開発調査特別委員会

○一月六日 午前十一時三十分、第三委員室において**工鉱電力財政金融小委員会**を開議。

西田（信）主査（自）より、**北海道開発審議会及び同財政金融小委員会に対する提出資料**について協議を行う旨を述べ、ついで北海

道開発審議会財政金融小委員会は政変の関係もあるので一月二十日前後に開くよう折衝されたい旨の要望があり、総合開発委員会事務局次長より応答、次に北海道総合開発委員会で作成の「北海道における特定企業の振興臨時措置立法化に関する参考資料」について、主査、森川委員（社）より質疑及び意見があり、総合開発委員会事務局次長より答弁、次期小委員会に副知事（西川）の出席を求めることとし、午後零時二十分散会。

○一月八日　午前十一時五十五分、第三委員室において**工鉱電力財政金融小委員会**を開議。

西田（信）主査（自）より、**北海道開発審議会財政金融小委員会に対する北海道側の意見**確立の必要がある旨を述べ、副知事（西川）の説明を求め、副知事より説明、森川（社）大島（協倶）委員坂東（秀）委員長（公）及び主査より、特定企業の問題の打出し方について質疑及び意見があり、副知事、企画室長、総合開発委員会事務局次長、同調査員よりそれぞれ答弁、次回の北海道開発審議会財政金融小委員会に対し「北海道における特定企業の振興臨時措置立法化に関する参考資料」を提出することを了承、なお抜本的な案の作成は副知事（西川）において行うこととし、主査より、(1)工鉱業全般の国税、地方税に対する特別措置、(2)地方税減税による地方公共団体の別途救済措置、(3)道民個人負担額の軽減、(4)工鉱業振興のため十年程度の特別立法措置等について立案されたい旨の要望があり、資料ができてから小委員会で更に検討することとし、午後一時四分散会。

○一月十八日　午後一時、第三委員室において**工鉱電力財政金融小委員会**を開議。

西田（信）主査（自）より、工鉱業の振興開発対策に関するA案（小委員会案）B案（道側案）について説明を求め、総合開発委員会事務局次長より説明、主査、大島委員（協倶）より質疑及び意見があり、同次長より答弁、午後一時二十分散会。

○一月十九日　午後一時三分、第三委員室において開議。

①　坂東（秀）委員長（公）より、三十年度開発予算中央折衝の経過並びに開発庁の実施官庁化に関する懇談会の模様について報告。

②　次に児玉委員（自）より、一月二十一日の北海道開発審議会財政金融小委員会に世界銀行融資に伴う円資金の調達に関する問題を持ち出すこと及び開発庁と各省の折衝の進め方について意見があり、委員長、宮北委員（協倶）より、これについて中央の状況を説明、四十栄副委員長（協倶）より、上京委員を派遣すべき旨、西村委員（社）より、二十一日の審議会財政金融小委員会に提出する資料は本委員会で決定されたい旨の意見があり、ついで児玉（自）森川（社）宮津（自）各委員より、各小委員会のその後の経過についてそれぞれ報告を行い、質疑応答の後、二十一日の北海道開発審議会財政金融小委員会には世界銀行の融資問題をかねて工鉱電力財政金融小委員会から西田（信）（自）森川（社）大島（協倶）桑野（自）各委員を派遣することとし、午後三時十分散会。

○一月二十五日　午前十一時三十分、議長室において**農林水産小委員会**を開議。

児玉主査（自）より、**農地開発公社、世界銀行融資、パイロットファーム等の問題**に関するその後の経過について報告を求め、企画室長より説明、宮北（協倶）西村（社）委員及び児玉主査（自）より質疑があり、企画室長よりそれぞれ答弁、主査より、公社設置案について農林省に対する事務的折衝の推進並びに世界銀行融資に関する円資金調達の見通しについて調査報告されたい旨の要望があつ

て、午後一時十分散会。

○一月二十六日　午後一時四十七分、第三委員室において開議。

①　四十栄副委員長（協倶）より、一月二十三日首相官邸で開かれた第三回北海道開発審議会財政金融小委員会の経過について報告を求め、西田（信）委員（自）より報告、ついで各小委員会のその後の経過について報告を求め、農林水産小委員会の経過について児玉委員（自）より報告、農地開発問題のその後の進展状況について企画室長より説明、（委員長着席）

②　次に坂東（秀）委員長（公）より工鉱電力財政金融小委員会の経過について報告を求め、西田（信）委員（自）より報告、ついで西村（社）桑野（自）宮津（自）西田（信）（自）各委員より、租税対策、電力料金対策、青函航送貨物運賃対策等の問題について質疑及び意見があり、企画室長より答弁、「北海道における工鉱業の振興開発対策要綱案」について資金対策、租税に対する特例、電力料金対策等の各項を訂正すること、これが修正案文については工鉱電力財政金融小委員会に一任することに決定、なお本案は意見書として提出するため、本会議に付議する必要があるが一応参考資料として北海道開発審議会に道案として提出することとし、

③　次に閉会中継続審査を付託された意見案北海道開発行政の一元化並びにその機構の強化促進に関する件の審査については次期委員会で行うこととし、

④　次に二月上旬開かれる北海道開発審議会財政金融小委員会には、オヴザーバーとして工鉱電力財政金融小委員会より派遣することとし、午後三時十八分散会。

全國都道府県議会議長会

〇二月七日　午前十時より東京都議会第四委員室において**第十八回地方制度調査委員会**を開催、その経過次のとおり。

1　委員長（神奈川県議会議長）あいさつ、千葉、山梨両県の新任議長を紹介の後「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の施行について本会の要望が全面的に容れられたことについて報告。

2　ついで同委員長より委員会の経過並びに、国の地方制度調査会の経過を報告なお国の地方制度調査会における府県制度並びに道州制に対する委員、参考人の意見を説明、事態は府県の存置如何に重大な影響があり本会としても大いに関心を持たなければならないことを強調した。

3　ついでこのことについて藤田、坂、田中の各特別委員から所感を発表委員長より今後の方針について諮り、京都府、和歌山県、静岡県の各議長並びに藤田、田中の各特別委員の発言があつて、きびしい批判もあり、本会としての信念に変りがないが、これを裏付ける資料を纒めることが急務であり、この資料については、正副委員長並びに特別委員に一任検討の上各府県に照会する。なお、委員会としては選挙もあり国の地方制度調査会の動きを見守り運営して行くことを決した。

4　ついで「国会法の一部を改正する法律」の通過について委員長より報告。

坂下事務局長より改正の要点を説明、常任委員会制度については各府県とも関連があり各府県において充分研究すること並びに明日の臨時会に本日程度の経過報告並びに決定事項を報告することを決し、午後零時十分閉会。

〇二月八日　午前十時二十分より東京都港区のプリンス・ホテルにおいて**常任幹事会**を開催、引続き開催予定の臨時会本会議の運営について協議した。

〇二月八日　午前十一時五十分よりプリンス・ホテルにおいて**臨時会**を開催、

本臨時会は、衆議院議員総選挙、明年度予算議会並びに引続く地方選挙を控えて、今日までの各種委員会の活動状況報告及びこれらに対する当面の方針等を協議するため開催されたものでその経過は次のとおりである。

1　会長所用のため副会長（福岡県議会議長）あいさつの後第二十一国会において成立した「地方選挙期日等の特例法」について経過を報告、協力に対する謝辞と祝意を表した。

2　千葉外三県の新任議長を紹介

3　ついで議長の選任を行い動議により福岡県議会議長を決定

4　報告事項に入り

(イ)　地方制度調査委員会経過報告

については委員長松岡神奈川県議会議長より報告、昨七日委員会決定方針につき議長より諮り全会一致をもつてこれを承認。

(ロ) 気象観測設備拡充強化並びに災害復旧早期完成促進特別委員会経過報告

については委員長梅本大阪府議会議長より、経過の概要と、①気象観測設備拡充については現在の政治段階ではいかんともし難いが、一面国民的世論も盛り上つており本会としても各府県の実情に副つて適切なる処置をとる方針により善処したい。②災害復旧早期完成については政変により高率補助の特別立法は審議未了となり九十億円の増額を見ただけで本格的解決は三十年度に見送られたが、本問題も今後の動向によつて善処したい旨を報告、異議なくこれを了承。

(ハ) 全国都道府県議会会館対策委員会経過報告

については委員長東京都議会議長より経過の概要と、①会館は本会の申入により知事会も了承しているので、将来時期をみて知事会と協議の上適切な処置を講ずる。②会館会計の手持現金は将来会館のための所要基金とし現在どおり有利確実な方法で管理確保し、この目的以外には消費しない。ことの委員会決定事項を報告、議長よりこれを諮つて異議なく了承確認

(ニ) 町村合併推進本部会議経過報告。

については本会代表委員としての八木京都府議会議長から最近の経過概要について報告。

5 終つて協議に入つたが特に提案もなく午後零時三十分閉会。

九都道府県議会事務協議会

〇二月七日 東京都議会議会運営委員室において開催、協議事項、次のとおり。

1 議会運営について
- イ 常任委員会制度の運営改善について
- ロ 予算、決算委員会の運営状況について

2 改選に伴う議会施設の整備等について
- イ 議会の施設改善
- ロ 準備すべき資料等について
- ハ 議員き章の新調（統一）等について

3 国会法の改正について
- イ 国会法の改正の経緯と地方議会の運営
  （このことについては衆議院西沢法制局長の説明あり）
- ロ 傍聴規則について
- ハ 議員定数問題の動きについて
- ニ 地方自治法第百条第一項と参考人の出頭要求について

4 昭和三十年度予算について
- イ 予算編成方針
- ロ 議会費について

なお、退職議員に対する措置、交際費、食糧費の経理、事務局内の事務配分等々について懇談を行つた。

第二十臨時国会展望

十一月三十日召集された第二十臨時国会は、会期末に吉田内閣の総辞職があり、会期を一日延長して鳩山首班の指名を行い、十二月九日閉幕した。

今国会は、国会自肅の三法案及び今年の災害に伴う補正予算の審議が眼目であり、そのうち自肅三法案は、公職選挙法改正、国会法改正の二法案が提出されて、公職選挙法のみが成立、国会法改正案は審議未了となり、また政治資金規正法の改正は、各党の意見まとまらず未提出に終つた。

なお、成立法案のうちで医薬分業実施を一年三カ月延期の法案（参議院議員提出）は重要であり、地方財政に関係あるものとしては、地方交付税の特例法、町村合併促進法の改正及び本年の災害関係法などがある。

今国会における法案、その他審議の状況は次のとおり。

法律案

内閣提出の部

提出番號	件名	成立月日	公布 月日	法律番號
一	昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律	一二、六	一二、八	二一〇
二	自衛隊法の一部を改正する法律	一二、六	一二、八	二〇九
三	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案	審査未了		
四	農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律	一二、六	一二、八	二一五
五	漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律	一二、六	一二、八	二一四
六	昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法	一二、六		
七	昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法	一二、六		
八	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	一二、六	一二、八	二一三
九	北海道における風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法	一二、六		
一〇	昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法	一二、六	一二、八	二一七
一一	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律	一二、六	一二、八	二〇八

衆議院議員提出の部

提出番號	件名	成立月日	公布 月日	法律番號
一	労働組合法の一部を改正する法律	一二、三	一二、八	二一二
二	昭和二十九年七月の大雨並びに同年八月及び九月の台風による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案	審査未了		
三	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の特定措置に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		

四	**水稲健苗育成施設普及促進法**	一二、六		
五	昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律	一二、六		
六	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案	審査未了		
七	**昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律**	一二、九		
八	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了		
九	**公職選挙法の一部を改正する法律**	一二、六	一二、八	二〇七
一〇	国会法の一部を改正する法律案	審査未了		
一一	外資に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
一二	租税特別措置法の一部を改正する法律	一二、七		
一三	昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案	審査未了		
一四	昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律	一二、六		
一五	昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区の起債及び借入金の特例に関する法律案	否決		
一六	地方交付税法の一部を改正する法律案	否決		
一七	昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に関する特別措置法案	審査未了		
一八	昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律	一二、六		
一九	選挙区制等調査委員会法案	審査未了		
二〇	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了		
二一	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	一二、六	一二、八	二〇六
二二	警察法の一部を改正する法律案	審査未了		

注　警察法改正案は、五大市の警察存置を更に一年延期しようとするもので、十二月八日提出された。

参議院議員提出の部

提出番号	件名	成立月日	公布月日	法律番号
一	国会法の一部を改正する法律案	審査未了		
二	町村合併促進法の一部を改正する法律	一二、九		

第十六國会提出繼續法律（案）（成立分のみ）

参議院議員提出の部

提出番号	件名	成立月日	公布月日	法律番号
七	日本国有鉄道法の一部を改正する法律	一二、六		

第十九國会提出継続法律（案）（成立分のみ）

衆議院議員提出の部

提出番号	件名	成立月日	公布 月日	法律番号
四七	国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する法律	一二、六		
五一	昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する時別措置法の一部を改正する法律	一二、三	一二、八	二一六

参議院議員提出の部

一〇	醫師法、歯科醫師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	一二、三	一二、八	二一一

決議案

可決されたもの

① 国立競技場建設に関する決議案

（以上衆院議員提出）

② 教育施設返還促進に関する決議案

③ 会計検査院の機能発揮に関する決議案

（以上参院議員提出）

審議未了のもの

① 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部改正により同法の実施時期を再度延長することなきよう準備することを政府に勧告する決議案

② 国立競技場建設に関する決議案

（以上参院議員提出）

撤回したもの

① 会計検査院の機能拡充のための予算増加を要望する決議案

第二十一国会の展望

第二十一通常国会は、二十九年十二月十日召集、年内若干の質疑を行つて休会に入り、三十年一月二十一日再開、二十二日鳩山首相の施政方針演説、重光外相の外交演説、一万田蔵相の財政演説があり、二十三日、二十四日と野党の一般質疑が行われた後、同夜衆議院は解散となつて幕を閉じた。

この国会は、衆院を解散するために開かれたようなもので、法案は「国会法の改正」「地方選挙期日の特例法」など四件を通しただけで、あとは殆んど審議未了（内否決一件あり）に終つた。審議未了となつた法案の大部分は第十六国会以来継続審査に付せられていたものであり、今回の解散によつて一応御破算になつたわけである。なお、今国会には政府提出の法案は一件もなく、いわゆる選挙管理内閣といわれた一つの特色といえよう。

法案、その他の案件の審議の状況を見ると、次のとおり。

法律案

提出区分	提出法律案数	内訳 成立	審査未了	否決
衆院議員	一六	四	一二	一
参院議員	三		三	
計	一九	四	一四	一

衆議院議員出提の部

提出番號	件名	成立月日	公布 月日	法律番號
一	売春等処罰法案	審査未了		
二	最低賃金法案	審査未了		
三	最低賃金保障金融公庫法案	審査未了		
四	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了		
五	選挙区制等調査委員会法案	審査未了		
六	政治資金規正法の一部を改正する法律案	審査未了		
七	昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案	否決		
八	政治資金規正法の一部を改正する法律案	審査未了		
九	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了		
一〇	昭和二十九年八月及び九月の台風による被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案	審査未了		
一一	警察法の一部を改正する法律案	審査未了		
一二	恩給法の一部を改正する法律	一二、二〇		
一三	公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	一、二四		
一四	国会法の一部を改正する法律	一、二四		
一五	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	一、二四		
一六	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		

参議院議員提出の部

提出番號	件名	成立月日	公布 月日	法律番號
一	国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
二	珪肺法案	審査未了		
三	労働基準法の一部を改正する法律案	審査未了		

両院を通過、承認された條約案

① 日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件
② 日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件

可決された決議案

衆議院議員提出
① 選挙費正に関する決議案
② 中国通商使節団招請に関する決議案
③ 褒賞制度拡充に関する決議案

審議未了となつた決算及び報告書

① 昭和二十八年度一般会計歳入歳出決算
② 同年度特別会計歳入歳出決算
③ 同年度政府関係機関歳入歳出決算
④ 日本放送協会昭和二十八年度財産目録、貸借対照及び損益計算書

国会法の一部を改正する法律公布

国会自粛三法の一つといわれた国会法改正案は、去る第二十国会では審議未了となつたが、第二十一国会に再び議員提案となり、一月二十一日衆院通過、一月二十四日衆院解散の直前参院を通過成立、一月二十八日法律第三号をもつて公布された。

改正法中、常任委員会の縮減、議案の提出、修正、特に予算に関係ある修正について一定の制限を設けたことは、注目される点である。

次は、改正法の全文に対応する改正前の規定について、注解を加えたものである。

国会法の一部を改正する法律（全文）

凡例（―― 改めたところ。━━ 追加のところ。何もないところは、参照のための条文。）

改正	改正前
第二條 常会は、毎年十二月中に招集するのを常例とする。	毎年十二月上旬に召集する。
第二條の二 特別会は、常会と併せてこれを召集することができる。	新設規定。
第四條 （削除）	緊急集会については、第十一章を新たに設けて規定を整備した。
第九條 開会式は、衆議院議長が主宰する。衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が主宰する。	「議長の職務を行う」とあつた。
第十條 常会の会期は、百五十日間とする。但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもつて、会期は終了するものとする。	但書は、従前の第二条の但書を削つて、その趣旨を取り入れたものである。
第十三條 前二条の場合において、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。	臨時会、特別会の会期（第十一条）会期の延長（第十二条）についての衆院優越規定で「又は参議院が議決しないとき」を加えた。
第十五條 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。 2 国会の休会中、各議院は、議長において緊急の必要があると認めたとき、又は総議員	「他の院の議長と協議の上」を加え、また、三項は新設規定である。

の四分の一以上の議員から要求があつたときは、他の院の議長と協議の上、会議を開くことができる。	
3　前項の場合における会議の日数は、日本国憲法及び法律に定める休会の期間にこれを算入する。	
4　各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。	
第二十二條　各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。	
2　前項の選挙の場合には、事務総長が議長の職務を行う。	
3　議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。	
第二十四條　前条前段の選挙において、副議長若しくは議長に事故がある場合、又は前条後段の選挙の場合には、事務総長が、議長の職務を行う。	
第三十一條　役員は、特に法律に定めのある場合を除いては、国若しくは地方公共団体の公務員、又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。	
2　議員であつて前項の職を兼ねている者が、役員に選任されたときは、その兼ねている職は、解かれたものとする。	
第三十四條　各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した要求書の受理後、速かにその要求書の写を添えて、これを求めなければならない。	
第三十四條の二　内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。	
第三十四條の三　議員が、会期前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を陳した要求書をその院の議長に提出しなければならない。	
	二項新設規定。
	仮議長の選挙の場合の代行規定は、二十二条に入れたので、ここでは議長、副議長の場合のみとした。
	「役員は官吏と兼ねることができない」というだけの規定であつた。
	従前の三十四条の二の規定で、三十四条の規定は「第十一章」に移した。
	新設規定。
	新設規定。

第三十五條　議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

第三十七條　議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に日本国有鉄道の交通機関に乗車することができる。

第三十九條　議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国若しくは地方公共団体の公務員、又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職につく場合は、この限りでない。

第五章　委員会及び委員

第四十條　各議院の委員会は、常任委員会及び特別委員会の二種とする。

第四十一條　常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。

一　内閣委員会
二　地方行政委員会
三　法務委員会
四　外務委員会
五　大蔵委員会
六　文教委員会
七　社会労働委員会
八　農林水産委員会
九　商工委員会
十　運輸委員会

「一般官吏」であつた。

「国有鉄道に」であつた。

「公共企業体の役員若しくは職員」を加え、「国会の議決に基き」を「両議院一致の議決に基き」に改めた。

「委員及び委員会」であつた。

「議院の委員は、常任委員及び特別委員」であつた。

①　「請願、陳情等」を「請願等」とした。

②　なくなつた委員会名は、次のとおり。
人事委員会（内閣委員会に吸収）
厚生委員会（社会労働委員会に吸収）
農林委員会（農林水産委員会に吸収）
水産委員会（農林水産委員会に吸収）
通商産業委員会（商工委員会に吸収）
郵政委員会（通信委員会に吸収）
電気通信委員会（通信委員会に吸収）
労働委員会（社会労働委員会に吸収）
経済安定委員会（商工委員会に吸収）
図書館運営委員会（議院運営委員会に吸収）

③　従前通りの委員会名次のとおり。

十一　逓信委員会
十二　建設委員会
十三　予算委員会
十四　決算委員会
十五　議院運営委員会
十六　懲罰委員会

第四十二條　常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2　議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

3　前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

第四十三條　常任委員会には、専門の知識を有する職員（これを専門員という）、調査員及び調査主事を置くことができる。

第四十五條　各議院は、その院において特に必要があると認めた案件、又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができる。

2　特別委員は、議院において選任し、その委員会に付託された案件がその院で議決され

内閣委員会
地方行政委員会
法務委員会
外務委員会
大蔵委員会
文部委員会
運輸委員会
建設委員会
予算委員会
決算委員会
議院運営委員会
懲罰委員会

「但し同時に二箇を超える常任委員となることができない。二箇の常任委員となる場合には、その一箇は予算委員、決算委員、議院運営委員、懲罰委員又は図書館運営委員に限る」であつた。

①　「少くとも二人の国会議員でない専門の智識を有する……を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない」であつた。

②　二項の「専門員は、相当額の報酬を受ける」を削つた。

字句の整理に過ぎない。

るまで、その任にあるものとする。

3　特別委員長は、委員会においてその委員がこれを互選する。

第四十六條　常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

2　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

第四十七條　常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。

2　常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件については、閉会中もなおこれを審査することができる。

3　前項の規定により閉会中もなお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

第五十條の二　委員会は、その所管に属する事項に関し、法律案を提出することができる。

2　前項の法律案については、委員長をもつて提出者とする。

第五十一條　委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

2　総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。但し、すでに公聴会を開いた案件と同一の内容のものについては、この限りでない。

第五十二條　委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者、その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

2　委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

3　委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

二項に前条（四十五条）第二項（特別委員の任期に関する規定）を追加した。

「事件」を「案件」に改め、第三項を追加した。

新設規定。従来は両院規則に定めていた。

但書追加。

「委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。」となつており、改正規定は、非公開の原則を打ち出したものである。

第五十四條　委員会において廃棄された少数意見で、出席委員の十分の一以上の賛成があるものは、委員会の報告に次いで、少数意見者がこれを議院に報告することができる。この場合においては、少数意見者は、その賛成者と連名で、簡明な少数意見の報告書を議長に提出しなければならない。

2　議長は、少数意見の報告につき、時間を制限することができる。

3　第一項後段の報告書は、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

第五十六條　議員が議案を発議するには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

2　議案が発議又は提出されたときは、議長は、これを適当の委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、発議者又は提出者の要求に基き、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

3　委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

4　前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

5　前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

第五十六條の三　各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2　前項の中間報告があつた案件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を付け又は議院の会議において審議することができる。

3　委員会の審査に期限をつけた場合その期間内に審査を終らなかつたときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。

第五十六條の四　各議院は、他の議院から送付又は提出された議案と同一の議案を審議することができない。

少数意見の報告は、「出席委員の十分の一以上の賛成があるもの」との制限を設けた。

制限はなかつた。

「事件」を「案件」に改めた。

新設規定。

第五十七條　議案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、法律案に対する修正の動議で、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

但書追加。

第五十七條の二　予算につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

新設規定。

第五十七條の三　各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

新設規定。

第五十九條　内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。但し、一の議院で議決した後は、修正し、又は撤回することはできない。

但書追加。

第六十一條　各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

2　議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。

3　議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

「討論を用いないで」を追加した。

第六十五條　国会の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合にはその院の議長から、衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

2　内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

「両議院」を「国会」に改め、字句を整理した。

第六十八條　会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案は、後会に継続する。

第七十三條　議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国務大臣及び政府委員に送付する。

第八章　質　問

第七十四條　各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

2　質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

3　議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。

4　議長又は議員の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

第七十五條　議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

2　内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

第七十七條　（削除）

第七十八條　（削除）

第八十三條の二　参議院は、法律案について、衆議院の送付案を否決したときは、その議案を衆議院に返付する。

但書で後会に継続されるのは「議案」だけであることを明らかにした。

委員会についても「会議」に関する報告とした。

「自由討議」の規定（七十八条）は削除した。

「討論を用いないで」を追加した。

「期間内に答弁をしないときは、理由を明示することを要する」であつた。

「質問に対する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。」

自由討議の規定。

新設規定。

2　参議院は、法律案について、衆議院の回付案に同意しないで、両院協議会を求めたが衆議院がこれを拒んだとき、又は両院協議会を求めないときは、その議案を衆議院に返付する。

3　参議院は、予算又は衆議院先議の条約を否決したときは、これを衆議院に返付する。

4　衆議院は、参議院先議の条約を否決したときは、これを参議院に返付する。

第八十三條の三　衆議院は、日本国憲法第五十九条第四項の規定により、参議院が法律案を否決したものとみなしたときは、その旨を参議院に通知する。

2　衆議院は、予算及び条約について、日本国憲法第六十条第二項又は第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となつたときは、その旨を参議院に通知する。

3　前二項の通知があつたときは、参議院は、直ちに衆議院の送付案又は回付案を衆議院に返付する。

第八十三條の四　甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後の会期で議決したときは、第八十三条による。

第八十七條　法律案、予算及び条約を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

2　前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

第九十一條の二　協議委員が、正当な理由がなくて欠席し、又は両院協議会の議長から再度の出席要求があつてもなお出席しないときは、その協議委員の属する議院の議長は、当該協議委員に辞任したものとみなす。

2　前項の場合において、その協議委員の属する議院は、直ちにその補欠選挙を行わなければならない。

新設規定。

新設規定。

新設規定。

「前三条〔注、八十四条（法律案）八十五条（予算及び衆院先議の条約）八十六条（内閣総理大臣の指名の通知）〕に規定したものを除いて、国会の議決を要する事件について後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は両院協議会を求めることができる。」

第十一章　参議院の緊急集会

第九十九條　内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

2　前項の規定による請求があつたときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員は、前項の指定された集会の期日に参議院に集会しなければならない。

第百條　参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては参議院の許諾がなければ逮捕されない。

2　内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前日までに、参議院議長に、令状の写を添えて、その氏名を通知しなければならない。

3　参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

4　議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

第百一條　参議院の緊急集会においては、議員は、第九十九条第一項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、議案を発議することができる。

第百二條　参議院の緊急集会においては、請願は、第九十九条第一項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、これをすることができる。

第百三條の二　緊急の案件がすべて議決されたときは、議長は、緊急集会が終つたことを宣告する。

第百三條の三　参議院の緊急集会において案件が可決された場合には、参議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

本章に、参議院の緊急集会についての規定を統一整備した。

従前の「第一章両院法規委員会」の規定は削除された。

第百二條の四　参議院の緊急集会において採られた措置に対する衆議院の同意については、その案件を内閣から提出する。

第百二條の五　第六条、第三十七条、第三十八条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替えるものとする。

第百四條　各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

第百六條　各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

第百八條　各議院の議員が、他の議院の議員となつたときは、退職者となる。

第百十條　各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内閣総理大臣に通知しなければならない。

第百十四條　国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。閉会中も、また同様とする。

第百十五條　各議院において必要とする警察官は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

「又は各議院の委員会」を追加した。

「各議院は、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する」「参考人」を追加した。

「又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは」を削除した。

「全国選管委」を「内閣総理大臣」に改めた。

「閉会中も、また同様とする」を追加した。

「警察官吏」を「警察官」に改めた。

第百二十一條　各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議長の議を経てこれを宣告する。

2　委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3　議員は、衆議院においては四十人以上、参議院においては二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

第百二十六條　裁判官の罷免の訴追は、各議院において、その議員の中から選挙された同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

2　訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第百二十八條　各議院は、裁判員又は訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第百三十二條　議員の職務遂行の便に供するため、各議員に一人の秘書を付し及び議員会館を設け、事務室を提供する。

第十八章　補　則

第百三十三條　この法律及び各議院の規則による期間の計算は、当日から起算する。

附　則

1　この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

2　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「図書館運営委員会」を「議院運営委員会」に改める。

3　裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「弾劾裁判所」の下に「又は訴追委員会」を、「裁判長」の下に「又は委員長」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

一率「二十人」であつた。

「衆議院においてその議員の中から」であつた。

第百二十六条改正に伴う規定の整備。

字句の整備。

本章新設。

新設規定。

第百二十六条改正に伴う規定の整備。

第五条を次のように改める。

第五条　（裁判官訴追委員・予備員）裁判官訴追委員（以下訴追委員という。）の員数は、衆議院議員及び参議院議員各十人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各五人とする。

衆議院議員たる訴追委員及びその予備員の選挙は、衆議院議員総選挙の後初めて召集される国会の会期の始めにこれを行う。

衆議院議員たる訴追委員又はその予備員が欠けたときは、衆議院においてその補欠選挙を行う。

参議院における訴追委員及びその予備員の選挙は、第二十二回国会の会期中にこれを行う。

参議院議員たる訴追委員又はその予備員が欠けたときは、参議院においてその補欠選挙を行う。

訴追委員及びその予備員の任期は、衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

訴追委員又はその予備員が辞職しようとするときは、委員長を経由して、その者の属する議院の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、その者の属する議院の議長の許可を受けて辞職することができる。

予備員は、その者の属する議院の議員たる訴追委員に事故のある場合又はその訴追委員が欠けた場合に、その訴追委員の職務を行う。

予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。

訴追委員及びその職務を行う予備員は、国会の閉会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、相当額の職務雑費を受ける。

委員長は、前項の職務雑費の外、国会の開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、職務雑費を受ける。

第七条第六項中「衆議院議長の同意及び衆議院の」を「両議院の議長の同意及び」に改める。

第十条第一項中「十五人以上の訴追委員の出席がなければ」を「衆議院議員たる訴追委員及び参議院議員たる訴追委員がそれぞれ七人以上出席しなければ」に改める。

第十一条の二第二項中「衆議院議長」を「衆議院議員たる訴追委員については衆議

院議長の承認を、参議院議員たる訴追委員については参議院議長」に、同条第三項中「衆議院議長の」を「両議院の議長の協議して」に改める。

第十二条但書中「訴追委員」を「衆議院議員たる訴追委員」に改める。

4　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第五条第二項、第四章の章名、第十一条第一項、第十三条、第二十六条第二項及び第二十八条中「図書館運営委員会」を「議院運営委員会」に改める。

第十一条第二項及び第十二条第一項中「図書館運営委員長」を「議院運営委員長」に改める。

5　国立国会図書館建築委員会法（昭和二十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「図書館運営委員長、建設院総裁」を「議院運営委員長、建設大臣」に改める。

6　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十一条第一項中「国会」を「国会又は参議院の緊急集会」に、「衆議院議長」を「最後に議決した議院の議長（衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長とする。）」に、同条第五項中「衆議院議長」を「衆議院議長及び参議院議長」に改める。

特別交付税配分額決る

自治庁では2月1日、昭和29年度特別交付税の道府県五大市配分額を次のように決定した。

昭和29年度特別交付税配分額

（警察費を含む、単位千円）

都道府県市名	交付額	都道府県市名	交付額
北海道	566,902	新潟	193,172
		富山	169,648
青森	101,103	石川	101,044
岩手	100,419	福井	114,524
宮城	144,394	山梨	93,451
秋田	101,394	長野	169,534
山形	117,691	岐阜	192,505
福島	115,631	静岡	140,800
		愛知	3,975
茨城	155,088		
栃木	134,804	三重	218,186
群馬	124,435	滋賀	123,261
埼玉	38,145	京都	157,142
千葉	152,712	大阪	--
東京	—	兵庫	519,011
神奈川	—	奈良	122,698
和歌山	200,174	長崎	215,833
		熊本	195,901
鳥取	115,144	大分	147,919
島根	131,552	宮崎	177,743
岡山	190,388	鹿児島	216,316
広島	276,092		
山口	243,010	計	7,377,777
徳島	92,809	横浜市	65,901
香川	132,550	名古屋市	30,231
愛媛	185,740	京都市	180,984
高知	152,490	大阪市	10,052
		神戸市	92,961
福岡	372,373		
佐賀	110,074	計	380,129

昭和29年度義務教育費国庫負担金（教職員給与費）の概算交付額

文部省は道府県に対する義務教育費国庫負担金の第4・4半期分概算交付額を2月1日に発表したが、既交付額をも併せた一覧表は次のとおりである。

昭和29年度義務教育費国庫負担金（教職員給与費）の概算交付額調

文部省につき調査（昭和30.2.1 現在）単位千円、

都道府県名	期別概算交付額							参考
	今回交付	既交付						
	第4-4半期分（二月分）	第4-4半期分（一月分）	繰上支給分	第3-4半期分（後期分）	第3-4半期分（前期分）	第2-4半期分	第1-4半期分	教材費市町村へ交付として
北海道	281,090	281,090	14,449	594,626	594,627	1,364,152	915,440	107,858
青森	69,781	69,781	4,350	157,948	157,949	295,957	250,977	30,181
岩手	78,045	78,045	4,887	178,083	178,084	324,001	283,171	34,362
宮城	93,682	93,683	5,553	195,844	195,845	337,502	312,726	27,742
秋田	72,996	72,996	4,739	166,288	166,289	311,148	260,008	27,185
山形	80,699	80,700	4,646	176,596	176,597	316,333	284,630	27,060
福島	121,920	121,921	27,080	256,881	256,882	424,934	426,963	42,508
茨城	102,414	102,414	6,127	227,785	227,785	352,555	361,611	36,627
栃木	102,374	102,374	4,706	175,626	175,626	270,533	278,765	25,950
群馬	84,411	84,412	5,190	191,136	191,136	295,582	302,704	24,918
埼玉	103,812	103,812	7,025	264,691	264,691	419,133	406,524	34,246
千葉	122,667	122,668	7,097	250,650	250,650	388,422	393,673	34,874
東京	—	639,557	16,728	698,294	698,294	1,109,726	1,061,535	63,676
神奈川	—	282,125	6,795	288,888	288,889	463,102	439,164	28,270
新潟	148,162	148,162	8,201	320,315	320,316	589,519	507,308	49,998
富山	51,775	51,775	3,236	122,796	122,797	212,766	194,246	17,809
石川	50,345	50,346	3,113	123,717	123,718	214,282	192,694	20,370
福井	41,191	41,192	2,369	90,925	90,925	158,297	141,734	15,672
山梨	58,514	58,515	2,907	116,055	116,056	189,035	181,295	16,331
長野	127,685	127,685	15,521	267,458	267,459	477,340	426,532	37,397
岐阜	85,892	85,893	5,116	193,441	193,442	314,166	305,149	31,104
静岡	131,667	31,667	7,667	293,539	293,539	452,061	463,405	37,099

愛知	—	366,603	9,423	397,127	397,127	639,234	599,296	44,051
三重	86,101	86,100	4,666	185,374	185,374	283,632	294,211	25,080
滋賀	44,712	44,711	2,525	102,597	102,596	159,767	162,464	14,486
京都	—	206,335	5,204	223,302	223,301	358,940	344,164	22,656
大阪	—	423,924	10,474	459,606	459,606	718,493	703,176	40,761
兵庫	—	360,974	9,558	391,467	391,466	623,324	603,796	43,638
奈良	39,244	39,243	2,221	90,222	90,222	136,668	144,702	14,859
和歌山	74,758	74,757	3,448	140,695	140,694	213,448	225,030	19,856
鳥取	42,215	42,215	2,186	84,477	84,476	130,081	138,358	12,107
島根	51,657	51,657	3,211	119,813	119,812	192,360	188,113	21,137
岡山	84,814	84,814	5,145	187,499	187,499	288,780	296,912	29,697
広島	115,672	115,672	6,520	256,690	256,689	391,606	411,035	36,686
山口	119,651	119,650	4,990	197,074	197,073	298,100	314,996	26,471
徳島	54,478	54,478	2,892	110,238	110,238	168,247	174,562	18,059
香川	50,650	50,649	2,821	110,705	110,704	168,650	176,219	15,452
愛媛	102,373	102,372	14,363	186,716	186,715	279,496	301,957	29,011
高知	46,681	46,680	3,053	114,819	114,818	178,042	179,435	20,929
福岡	—	415,738	10,681	451,657	451,656	718,773	687,245	42,445
佐賀	55,156	55,155	3,155	119,063	119,063	156,537	178,452	14,593
長崎	86,362	86,362	5,518	196,896	196,896	308,123	305,561	27,463
熊本	106,022	106,022	5,695	232,792	232,791	360,063	364,915	31,716
大分	76,098	76,098	4,235	159,655	159,655	247,374	251,300	23,414
宮崎	61,322	61,322	3,459	129,160	129,159	194,215	208,586	18,695
鹿児島	103,523	103,523	6,497	227,443	227,443	352,954	355,261	31,833
奄美大島	13,704	13,704	—	27,989	27,990	63,918	50,193	5,223
計	**3,424,315**	**6,119,571**	**299,944**	**10,254,658**	**10,254,659**	**16,911,371**	**16,050,193**	**1,401,555**

備考 1 今次の第4-4半期分（2月分）を含めた本年度の既概算交付額の合計は63,314,711千円であり、本年度予算68,594,775千円に対する残額5,280,064千円は近く実施される実地調査の結果をまつて年間調整の意味を加え三月分として交付される見込である。

2 市町村に交付する教材費予算1,405,225千円は本表参考欄のとおり、1,401,555千円は交付済であり差引3,670千円は一応保留残額になつている。

地方行政疑義問答集

地方自治法第二百四十三条の二の疑義について

（昭和二九、九、七、自丁行発第一六九号）
（福岡県総務部長宛　行政課長回答）

問一　議員等に対して報酬及び費用弁償の外に期末手当を支給することは違法か。

問二　期末手当を報酬の一部とみなして夏季及び年末に支給することは違法か。

問三　市長が条例の定めるところにより議員に対して期末手当を支給したことは違法でないと解されるから、地方自治法第二百四十三条の二による当該行為の禁止措置を講ずべきことの請求は、むしろ地方自治法第七十四条第一項の規定による当該条例の改廃の請求としてなさるべきであると考へるがどうか。

問四　市の条例に「議員の報酬の一部は月額で毎月支給する。一部を夏季及び年末に予算の範囲内で市長の定める額を支給する。」と定めて支給することは差支えないか。この場合夏季及び年末に支給する額は条例に定めなければならないか。

問五　費用弁償の一部に「議員に対して調査研究に要する費用の弁償をすることができる。費用弁償の額は市長が定める。」と条例に定め支給することは差支えないか。

問六　議会において議決された件について議会を代表して促進反対等の陳情のために要する旅費は支給しても差支えないか。

答一　条例に基いて特に支給するものであれば当該条例の適不適は別として当然に違法であるということにはできないものと解する。

答二　一により承知されたい。

答三　条例の執行として羈束された行為についてはお見込のとおりと解するが、その執行が長の裁量に基くものであり、且つ不当な支出であれば地方自治法第二百四十三条の二の規定による禁止措置の請求も行いうるものと解する。

答四　報酬の額及び支給方法は法第二百三条第三項に規定するとおり、条例中に規定されなければならない。

答五　調査研究の意味が明かでないが議会の活動としての具体的な議員の行動に特に費用を必要とするのであれば、地方自治法第二百三条第三項の規定に基く条例の定めるところにより、実費を支給することは差支えない。

答六　当該出張が、議会活動の一部として行われるものであれば、これに要する費用は地方自治法第二百三条第三項の条例で定めるところにより支給することは差支えない。

地方自治法の疑義について

（昭和二九、九、一四、自丁行発第一七二号）
（宮城県総務部長宛　行政課長回答）

問一　議長の不信案が議決されても、やめない場合、これに対する如何なる措置があるか。

問二　議長の懲罰動議が出た場合、議長はこれを握りつぶすことができるか。

答一　法律上の措置はない。

答二　御質問の意味が明らかでないが懲罰動議が成立したならば成規の手続により懲罰事犯に関する審議が行われるべきものである。

報道から拾う

選挙違反に「公民権停止」は合憲

選挙犯罪による処刑者が一般の刑事犯より苛酷な条件で公民権を停止する公職選挙法の規定は憲法違反であると上告していた事件に対し、二月九日最高裁は「上告棄却」の判決言渡しをした。これは各地法廷で起つていたこの種論争に最高裁の統一解釈を下したもので新判例となる。上告の主旨は、

一般刑事犯では、執行猶予中や罰金刑の場合は、公民権欠格の原因にならず、また禁固以上の処刑者でも刑の執行を終るまで停止されるのに、選挙違反者は公選法第二百五十二条によつて禁固以上の処刑者に対し長期の停止期間を定めるほか、執行猶予期間中でもこれを停止し、罰金処刑者は刑の確定のときから五年間も停止しているのは（注、然しこれには停止しない特例規定がある）憲法第十四条の「国民は法の下に平等であり人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的、社会的関係において差別されない。」という規定、また同四十四条の「両議院の議員及び選挙人の資格は法律で定める。但し人種、信条、性別、社会的身分などにより差別してはならない」という規定に違反する。

というのである。これに対し判決理由の要旨は、次のとおりである。

一般犯罪の処刑者といわゆる選挙犯罪の処刑者との間に選挙権、被選挙権停止の処分について相違のあるのは事実だが、公選法二五二条に決められた選挙犯罪はいずれも選挙の公正を害する犯罪であつて、かかる犯罪の処刑者は選挙の公正を害したものとして選挙に関与させるのは不適当なものと認められる。

したがつて一定期間公職の選挙に関与することから除くのに相当するのであつて一般犯罪の処刑者が選挙権被選挙権を停止されるのとは自ら別の理由に基くものである。よつて一般犯罪の処刑者にくらべて選挙犯罪の処刑者の停止処分が厳重になるのも条理に反する差別待遇というものではない。

圖書室だより

各官公庁その他よりの受贈図書

圖書名	受贈先
読書春秋　十二号	国会図書館
国内出版物目録　八・九月号	同
収書通報　八二・八三号	同
文部広報　一〇〇号	文部省
日本ユネスコ国内委員会ニユーレタス　二三号	同
教育委員会月報　七号	同
文部広報　九号	同
審査のしおり	同
教育相談便覧　二九年	同
国立大学財政実態　二七年	同
郵政統計年報（郵便編）二八年	郵政省
郵政　十二号	同
専売　七一～七三号	専売公社
在外公館経済情報　六四九～六六一号	外務省
アメリカに於ける外国人管理行政	法務省
第79検察統計年報　二八年	同
第67登記統計年報　二八年	同
皮革統計月報　三号	通産省
非鉄金属製品統計月報　三号	同
同　年報　二八年	同
非鉄金属等需給統計月報　十一月	同
同　年報　二八年	同
ゴム統計月報　三号	同
機械統計月報　十一月	通産省
石油統計月報　十一月	同
通産統計月報　十一月	同
日用品統計月報　三号	同
鉄鋼統計月報　十一月	同
コークス統計月報　十二月	同
石炭生産統計月報　十二月	同
石炭需給統計月報　十二月	同
窯業建材統計月報　三号	同
紙パルプ統計月報　九号	同
紙パルプ統計年報　二八年	同
化学工業統計月報　十号	同
通産統計速報　十号	同
林業試験場研究報告　七五号	農林省
農業情報　二四号	同
図書資料月報　九号	同
林業新知識　十四号	同
林野時報　十一号	同
水産時報　六八号	同
材木と菌根	同
北海道農業試験場彙報　六七号	同
施設　十一号	電々公社
業務研究　五八号・	同
電信電話　十二号	同
週刊労働　四九一～四九三号	労働省
夜間中学校に学びながら働く年少者	同
厚生広報　二三号	厚生省
厚生　十二号	同
図書月報　十一・十二号	会計検査院
収書速報　五号	調達庁
農林水産統計月報　三二号	農林省
資料月報　七十号	統計局
レファレンス　四七号	調査立法考査局
本道労働経済の動向と観測	北海道労政課
北洋漁業に関する調査	北海道拓殖銀行調査部
個人事業税の減免に関する措置状況調	東京都議会局法制部
農家の友	農業改良普及協会
旬刊広報	道弘報課
広報ひょうご	兵庫県議会事務局
郡馬県議会時報　一月号	郡馬県議会事務局
山口県議会月報　一月号	山口県議会事務局
熊本県議会報　二三号	熊本県議会事務局
広島県議会報　三号	広島県議会事務局
石川県議会月報　第五号	石川県議会事務局

一月のメモ

2 ○朝鮮で侵略起れば原爆使用の用意あり、ラ米統参議長談。
○パナマ大統領暗殺さる。
3 ○ラ米統参議長来日。
○イラク、対ソ断交。
○ビキニ補償二百万ドル（七億二千万円）支払に妥結。
○パナマに戒厳令。
4 ○沖縄、小笠原諸島返還の可能性なし、米政府当局者言明。
○勤労者に対する褒賞制度を閣僚了承。
○御用始め。
5 ○防衛分担金削減を考慮、米当局者言明。
6 ○ラ米統参議長離日。
○ア大統領、一般教書を発表。
○自衛隊に八十五機供与、米極東空軍発表。
○対ビルマ賠償稲垣団長帰国。
○岸民主党幹事長、三好開発庁長官来道。
○三十年度鮭鱒独航船本道に一四七隻割当。
7 ○全道的な大雪でダイヤ混乱。
○現地開発機構を強化、開発庁長官の本道常駐も考慮。三好長官言明。
8 ○全道氷上選手権大会開く。（一月九日閉幕）
○地方選挙期日府県四月二十三日、市町村四月三十日に決定。
○本道供米十二月末現在六四万七千石、確保量の一四三%。
○琴似町議会で三月一日から札幌への合併議決。
○全道的猛吹雪で列車の立往生続出。
○世界民主青年連盟代表来道。
9 ○日本レスリング団ソ連に向け出発。
○少年自衛隊全国で一斉試験行はる。
10 ○東照宮御供所焼く。
11 ○大雪でダイヤ大混乱。
○農業開発に借款二千万ドル、世銀使節団が報告発表。
12 ○ニカラグア軍コスタリカに侵入、コスリタカ国交断絶通告。
○ハ国連事務総長来日。
○中国赤十字社第十次帰国を指示。
13 ○英豪地区遺骨収集団大成丸で船出。
○世銀融資、根釧原野は適格、愛知用水等四計画承認。
○アメリカで徴兵法を四年延長。
15 ○日本に自衛能力あり、中立維持は不可能、ハル司令官言明。
○日本と漁業協定締結を希望、豪農商相言明。
17 ○両社道連大会開く。
○ソ連外務省原子力発電所の技術情報各国に提供の用意ある旨声明発表。
○全国的な寒波札幌零下17・5度。
18 ○米海軍世界初の原子力潜水艦試運転実施。
19 ○左右社会党大会開く。
○明年度予算大綱決る、閣議決定。
○北京へ正式使節団を派遣中共貿易を促進、外相言明。
20 ○自由党大会開く。
21 ○豪、真珠貝産業に日本潜水夫（一三〇名）の入国許可。
○第二十一回通常国会再開さる。
24 ○全道高校スキー大会開く。
○幌別小学校全焼。
25 ○日共の志賀義雄大阪で記者会見、立候補を発表。
○国鉄飯田線で転落事故死者四、重軽傷三一。（長野県）
○衆院解散さる。
26 ○台湾防衛に米軍使用を特別教書で議会に要請。
○中共通商使節団の入国、政府閣議で正式許可。
27 ○国府と絶対休戦せず、中共首相声明。
○ソ連、対独戦争状態終結を宣言。
28 ○日鋼争議全く解決。
○中共通商使節団村田省蔵氏一行帰る。
29 ○内閣に覚醒剤対策本部設置、本部長に厚生大臣。
○第十回国体スケート競技会、長野県鬱ノ海にて開会（一月三十日閉幕）
30 ○人間国宝を指定、喜多六平太氏等三十氏。
○ソ連、国交正常化申入れ首相が直接受理（二十五日）した旨発表。
○台湾防衛決議にア大統領署名。
○士別市立病院焼く。
○鈴木左社委員長来道。
○台湾海峡停戦問題でソ連、安保理事会へ決議案提出
○津軽海峡二十米の強風雪、貨客十一本欠航。

昭和三十年二月二十日発行

北海道議会時報（第七巻第二號）

編集　北海道議会事務局調査課

発行　北海道議会事務局

電話②六九一九番